

3 基本的視点と主要施策の方向

3つの基本目標と基本的視点を定め、視点ごとの主要施策の方向を以下のように示します。

第1節 親と子どもの健康の確保と増進

(1) 安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを産み、安心して健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診票の交付等により妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

(2) 親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合せた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、1歳6か月及び3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てできるよう、小児医療体制の充実等に努めます。

(3) 食育の推進

一日三食の栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけでなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

第2節 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

(1) 学校における教育環境の整備

基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの子どもの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視し、知識・技能の習得に努めます。

豊かな人間性を育むため、子どもが地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人を思いやり、社会に対して責任感を認識できるよう、乳幼児とふれあう機会の提供など指導方法や指導体制の工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童・生徒の心の問題に対応していきます。

さらに、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。

(2) 家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

(3) 思春期の心と体の健康づくり

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一

層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

(4) 体験活動の機会の創出

少子化の影響などにより、地域における同年代や異年齢の子ども同士の交流が減少し、かつては日常の遊びの中にあっただ体験の機会が減少するとともに、他人とコミュニケーションを図る能力が培われていない状況にあります。子どもたちは心にゆとりをもつことができず、不登校やいじめをはじめとする様々な問題の発生へとつながるケースもあります。

こうした中、子どもが、社会の変化に主体的に対応し、自ら学び、自ら考え、問題を解決していく、創造性やたくましさ豊かな人間性を備えた人格の形成である「生きる力」を培うことが求められています。

この「生きる力」については、時期を限定した一過性の体験活動への参加で育てることは到底出来ないものであり、家庭・学校・地域が一体となって、継続的な日頃の教育や育成活動に取り組むことが重要となっています。

このため、次世代を担う子どもが、心豊かでたくましく成長し、自らが主体的に行動できるような能力の育成を図るため、各種団体や地域社会が実践する活動への支援を行うとともに、スポーツを通じた社会ルールの習得を促進し、心身ともに健康で、個性や意欲に満ちた子どもの育成に努めます。

また、週末や放課後に地区（町）公民館や学校などを活用し、安全で安心な子ども活動の拠点を設け、勉強やスポーツ、文化活動など地域への参画による交流活動を行う放課後子供教室事業についても引き続き促進していきます。

第3節 子育て支援の充実

(1) 子育て支援サービスの充実

本市では、子育て支援センターの充実を目指し、子育てに関する相談事業や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援や一時預かりを実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

さらに、子育て中の親子や子育てを経験した者、また高齢者等も含めた多世代の交流の場づくりを推進します。

また、不定期な保育ニーズに対応するファミリーサポートセンター事業や病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等を通じて、子育て家庭の様々な事

情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

(2) 経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、生まれる前からの支援として、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続を図ります。

(3) 相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦については、産後、子どもが1、2歳までの間の生活スタイルがまだイメージしにくく、育児と家事の両立に不安感を覚える母親も少なくありません。このような悩みを軽減できるよう、子どもが生まれる前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を送ることができるよう、バックアップを図ります。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、インターネットを活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討します。

第4節 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

(1) 児童虐待の防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、施設養護をできる限り里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

(2) 障害のある子どもがいる家庭への支援

社会全体が障害児を温かく見守る環境づくりのため、ノーマライゼーションの理念のもとに、障害児の健全な発達を支援し、障害福祉計画に基づく居宅介護、児童デイサービス、短期入所等のサービス等の充実を図ります。利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障害児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図るとともに、様々なサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケアマネジメントの実施体制づくりに継続して取り組みます。

(3) ひとり親家庭の自立支援

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて、父子家庭に対する支援の充実を図ります。

第5節 子育てと社会参画の両立への支援

(1) 就業環境の確保

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取り組みが子育て支援策として求められています。

そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりを促進します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座等の取り組みを行うなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続して、促進します。

(2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化など、様々な社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かりなど保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取り組みにしたがって、内容の充実に努めます。

また、効率的な保育所運営を図るため、公立保育所の運営については、民間への移譲も視野に入れ検討を進めます。

(3) 留守家庭児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に留守家庭児童クラブを設置しています。

今後は高学年の受け入れ体制も整えていく必要があるため、安心して落ち着いて生活できるスペースを確保し、規模の適正化を図ります。

第6節 安全・安心まちづくりの推進

(1) 子育てを支える地域社会の形成

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知識等については、学校教育ではなしえないことです。昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなってきた今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取り組みが必要となっています。

そのため、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへの様々な体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

特に、学校教育においても地域住民を中心にボランティア支援や協力を要請し、開かれた学校づくりに努めます。

(2) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体と連携し、交通事故の減少に向けた取り組みを強化する必要があります。

そのため、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが第一であることから、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

伊万里市交通対策協議会を中心に、交通安全協会や交通安全母の会など、関係団体との連携を図り、子どものみならず、大人の交通安全に関する知識と意識の普及・高揚を図ります。

また、子どもを犯罪から守るとともに、少年非行を防止するため、学校や警察及び地域の関係機関と連携し、防犯意識の高揚を図るとともに、情報メディアの特性や適切な利用方法を理解し、上手に活用できるような教育に取り組むなど、子どもが犯罪に巻き込まれることがないような環境づくりに努めます。

(3) 子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や子どもを連れた親、また、子ども自身が生活するうえで、親子が利用しやすい設備を充実するなど、子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。